

# あなたの「ご意見」を聞かせてください

市では双方方向性の広報紙を目指しています

広報紙は、市の取り組みを市民にお知らせする最も重要な情報発信源です。政策や事業を分かりやすくお伝えし、市の現状を皆さんに理解してもらうこと。健康や暮らしの情報をお知らせして、市民生活に役立ててもらいたい。市の歴史やイベントを通じて、地元への愛着を深めてもらうこと。広報紙にはさまざまな役割があります。しかし、行政の一方的な情報発信だけが、広報紙のあるべき姿でしょうか。広報紙には、市民と行政をつなぐパイプ役となるべき役割もあるはずです。市民の皆さんの思いが紙面に反映される広報紙。そんな双方方向性のある広報紙づくりを目指して、皆さんのご意見を募集します。



これがほくらのまちの広報紙だね!

広報紙にどんな情報を求めますか?

広報こうしに対する、市民の皆さんの自由なご意見をお聞かせください。

例えば、

- 広報紙に載せて欲しいと思う市の情報
- 現在の広報紙の良いところ・悪いところ
- 欠かさず見るコーナーなど、あなたの要望や感想などお知らせください。ほかに、写真やレイアウト、字の大きさなど、お気づきのことは何でも結構です。

もっと市民に近く、もっと読みやすい・分かりやすい広報紙にするために、皆さんと一緒に広報紙のあり方を考えたいと思います。

## 「ご意見」の提出方法

直接持参、郵送、ファクシミリ、Eメールなど文書で企画課まで提出してください。西合志庁舎総合窓口・泉ヶ丘支所・須屋支所を通じて提出できます。書式に定めはありませんが、住所・氏名・電話番号の記入をお願いします。提出期限は10月29日（金）までです。

## 提出・問い合わせ先

企画課 情報広報班  
 (合志庁舎)  
 〒861-1195  
 合志市竹迫2140番地  
 ☎ 248-1977  
 FAX 248-1196  
 Eメール  
 kikaku@city.koshi.lg.jp

## 健診時に託児をします

若人健診・生活習慣病健診・特定健診で託児ができるようになりました。子どもが小さいからとあきらめないで、健診を受けてみませんか。

- と き 11月8日(月)～12日(金)
  - と ころ 菊池広域保健センター(養生園) ☎0968-38-2820
  - 受付時間 午前8時30分～10時30分
  - 託児対象年齢 4カ月児以上
- ※事前予約は必要ありません。

健診名	対象年齢	健診料金	持参する物
若人健診	25～29歳	1,500円	健康保険証、健診料金、問診票(5月ごろに郵送しています。失くした人は会場に用意してあるので、ご利用ください。)
生活習慣病健診	30～39歳		
特定健診	40～74歳 ※4月1日現在で合志市国民健康保険加入者		

問い合わせ先 健康づくり推進課(西合志庁舎) ☎242-1183

# 秋の行政相談週間

10月18日(月)～24日(日)



行政相談シンボルマーク

「秋の行政週間」が全国一斉に展開されます。市でも10月13日(水)みどり館、20日(水)西合志庁舎で行政相談所を開設します。相談時間は午前10時～午後3時(昼休みの正午～午後1時を除く)です。

国などをはじめとする行政に関する意見、苦情や要望などがありましたら、行政評価事務所、右記の合志市行政相談委員、または市で開催している総合相談事業へご相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

※本市では月に3回、「行政・法律・心配ごと・人権相談」を開催しています。相談日・場所については、広報こうし「お知らせカレンダー」や市ホームページなどでご確認ください。

【合志市行政相談委員】  
 松岡為利 武藤由美子

問い合わせ先 総務課 総務・男女共同参画班(合志庁舎) ☎248-1112

## 行政相談週間に伴い、県下各地でも一日合同行政相談所が開設されます!

開設時間はいずれも午前10時～午後3時まで

開催地	と き	と ころ
熊本市	10月20日(水)	くまもと県民交流館パレア パレアホール
八代市	10月26日(火)	やつしろハーモニーホール 多目的ホール
玉名市	11月10日(水)	玉名市民会館 第1会議室

問い合わせ先 熊本行政評価事務所 ☎324-1662

## 税金の滞納処分強化による債権・動産差押実施中!!

平成22年度

# 第3回 近隣市町合同公売会 開催

市税の滞納処分の一環として、差し押さえた財産(日用品など)の公売会を近隣市町(菊池市・菊陽町・玉名市・南関町)と合同で次のとおり開催します。ぜひ、ご来場ください。

- と き 11月19日(金) 正午開場予定
- と ころ 菊池市総合体育館(菊池市亘538番地2)
- 公売物件 約200点(予定)  
家電製品、日用品など
- 公売方法 入札、せり売り方式
- 当日必要なもの
  - 印かん(認め印可、法人の場合は代表者印)
  - 購入代金(入札金額)
  - 本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証など)
  - 委任状(代理人が入札する場合)

### ●その他

- 公売物件の引き渡しは、買受代金納付時の現況で行ないます。
- 公売前に滞納税が完納された場合などは、公売中止になることがあります。



公売会場 風景

※公売会のほかに、Yahoo!官公庁オークションにも出品しています。

問い合わせ先 税務課 収納班(合志庁舎) ☎248-1114